

お知らせ

平成27年1月より
**70歳未満の方の高額療養費の
自己負担限度額が変更になります**

■問い合わせ 国民健康保険課給付係（内線3714）

国民健康保険に加入している人が診療を受けるとき、かかった医療費の1割から3割を医療機関の窓口で自己負担額として支払います。同一月内においてこの自己負担額が高額になり、一定の基準額（自己負担限度額）を超えた場合に申請すると高額療養費が支給されます。今回、自己負担額について平成27年1月より、次のとおり制度改正が行われます。

●70歳未満の方について

現在の「3段階」の所得区分が平成27年1月1日より「5段階」に変更になります。

詳細については下の表をご覧ください。

制度改正後の限度額適用認定証、限度額適用認定・標準負担減額認定証の申請については平成27年1月5日より手続き開始となります。申請に必要なものは次のとおりです。

1. 対象者の保険証
2. 窓口に来る方の身分確

認書類（運転免許証・住基カード等）
3. 窓口に来る方の印鑑
4. 委任状（別世帯の方が申請する場合）※世帯主が委任状を書けない場合は、障がい手帳または介護保険証（要介護3以上）で対応可能です。

●平成26年12月まで

区分	所得要件	限度額（3回目）	限度額（4回目以降）
上位所得者	旧ただし書所得 600万円超	150,000+ (医療費総額－500,000) ×1%	83,400円
一般	旧ただし書所得 600万円以下	80,100+ (医療費総額－267,000) ×1%	44,400円
低所得	住民税非課税	35,400円	24,600円



●平成27年1月より

区分	所得要件	限度額（3回目）	限度額（4回目以降）
上位所得者	旧ただし書所得 901万円超	252,600+ (医療費総額－842,000) × 1%	140,100円
	旧ただし書所得 600万円～901万円以下	167,400+ (医療費総額－558,000) × 1%	93,000円
一般	旧ただし書所得 210万円～600万円以下	80,100+ (医療費総額－267,000) × 1%	44,000円
	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円	44,400円
低所得	住民税非課税	35,400円	24,600円

※旧ただし書所得とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

お知らせ

第14回うらそえツデーマーチ
てだこウォーク2015

てだこの都市・浦添 あまくま歩つちゅん浪漫ウォーク
■問い合わせ てだこの都市・浦添「あまくま歩つちゅん浪漫ウォーク」実行委員会 ☎876-11234（内線6163）

2月開催の「てだこウォーク2015」では、大会期間中に様々なイベントを開催いたします。コース概要や受付方法など詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。

■出発式



2月7日（土）
魅川憲一郎



2月8日（日）
ハンサム

■歴史ガイド

各ルート途中、左記のポイントをうらそえ歴史ガイド友の会みなさんがじっくり、丁寧の説明案内します。5kmコースに申込後、現地で参加してください。

浦添ダスク・ようどれツアー

2月7日（土）5kmコース
受付 11時～13時

玉城朝薫の墓・経塚の碑・安波茶橋案内
2月8日（日）5kmコース
受付 10時～13時

2月8日（日）5kmコース
受付 10時～13時



■出合いを大切に婚活ウォーク

楽しく歩きながら、新しい出合いを見つけてみませんか。美しい景色の中でのウォーキングでは、会話もはずみずみ。個人だけではなく、グループでの申込も可能です。

日時 2月8日（日）5km

コース

募集人数 男女各30人（先着順）

■お楽しみイベント

スタートおよびゴール地点の浦添市民体育館では、次のイベントを開催します。
場所 浦添市民体育館1階
・ソンビ屋敷 7日（土）のみ

子ども達に大人気のソンビ屋敷！参加は無料ですが、完歩証の提示をお願いします。
・ココマルシエ

手作りの雑貨やお菓子の販売

お知らせ

12月3日～9日は障害者週間です

■問い合わせ 福祉給付課（内線3565）

「障害者週間」は、障がいのある方への関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会・経済・文化・その他さまざまな社会活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に制定されました。

障がい理由に差別を受ける方、障がいのない人にとって問題とならないことで、日常生活において困難を余儀なくされている方が今なお少なくない実態があることを受け、沖縄県では「障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」が平成26年4月に制定されました。条例にのっとり、お互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指しています。

私達にもできること

一緒に社会をつくる仲間として、障がいのある人に対しても障がいのない人と同じように接しましょう。障がいのない人が気付かない社会的障壁のために困っているかもしれません。日常生活の中での配慮や工夫が必要です。

・困っている場面を見つけたら、「何かお困りですか」と自分ができるお手伝いをしましょう。
・商品やサービスを提供する際には、どのような配慮が必要か聞いてみましょう。
・「障害があるから」と決めつけず、それぞれの個性や能力を活用することを一緒に考えてみましょう。

社会ができること

条例では、障がいのある人に対する福祉、医療、雇用、教育等の充実に向けた取組が推進されています。
・バリアフリーな建物を増やす。
・障がいのある人の働く場を増やす。
・障がいのある子どもに対する教育と必要な支援の充実を目指す。
・差別等をなくすための民間の活動を促進する。

障がいがある方は、不自由こそありますが、周囲の理解や配慮があればできることもたくさんあります。障がいのある人もない人も誰もが等しく、いきいきと暮らせるまちづくりを目指して、一人ひとりに何ができるか考えてみましょう。